

平成 19 年 10 月 5 日

各 位

会社名 シンワオックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 勝弘
(コード番号 2654 大証第二部)
問合せ先 取締役経営企画室室長 松浦公司
(TEL. 06-6683-3101)

訴訟に関するお知らせ

東京高等裁判所が、平成 19 年 9 月 13 日に言い渡した株式会社フレッシュタウン（以下 原告という）の請負代金請求事件の判決に対して、原告より上告の提起および上告受理の申立てがあったことを確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 上告の提起に至るまでの経緯

当社は、平成 14 年 2 月から 8 月にかけて受注した建築内装工事において、原告に対し施工を発注し工事完了の引渡を受けましたが、その工事代金に未払いがあるとして、その代金 13,797 千円および遅延損害金の支払いを求める訴訟を平成 15 年 2 月 28 日、原告から提訴され、東京地方裁判所において審理が進められてまいりました。その中で、当社と致しましては、工事代金の支払いを完了したという認識のもと当社の正当性を主張してまいりました。

その後、平成 19 年 1 月 31 日、第一審判決において原告の請求は棄却されましたが、同年の 3 月 22 日、原告より控訴され、平成 19 年 9 月 13 日、東京高等裁判所より原告の控訴を棄却する判決が下されました。今般、原告はこれを不服として上告を提起したものであります。

2. 上告の提起があった裁判所、年月日

- 1) 東京高等裁判所
- 2) 上告提起日 平成 19 年 10 月 1 日

3. 上告および上告受理申立ての内容

- 1) 上告について
原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。
- 2) 上告受理申立てについて
 - ・本件上告を受理する。
 - ・原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

4. 上告を提起した者

- 1) 名称 株式会社フレッシュタウン
- 2) 所在地 東京都江戸川区船堀七丁目 2 番 8 号
- 3) 代表者氏名 代表取締役 新田 勘一

5. 今後の見通し

当社は、第二審での判決どおり当社に瑕疵がないことを確信しており、今後も正当な論拠を主張し、勝訴できるものと判断しております。

また、現時点においては、当提起による業績に与える影響はありません。

以上